

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 416

事務事業名	景観資産整備助成事業
-------	------------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	都市整備部		
課名	都市計画課		
課長名	桑原 盛雄	内線	430
担当者名	後藤 誉志	内線	432

基本目標	050302	機能的で環境と調和したまち
政策		快適で暮らしやすい都市環境の整備
施策		景観の保全
関連施策		

会計	一般会計	
款	8	土木費
項	5	都市計画費
目	1	都市計画総務費
事業コード	020800	

事業類型	4	ソフト事業(任意)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	長崎県美しい景観形成推進条例の規定によりまちづくり景観資産として登録された建造物		
意図 対象をどのような状態にしたいか	景観資産の保全又は修景に対し、行政が費用の一部を助成することにより、所有者の管理負担が軽減されるとともに、地域の景観づくりが促進され、官民一体となったまちづくりを推進することができる。その結果として景観資産の保存、魅力ある景観の形成を図る。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	県の景観資産に登録された建造物の基準に基づき保全又は修繕する場合にその一部を助成するものである。(負担割合:県1/3、市1/3、所有者1/3)		
事業期間	平成 20 年度 ~ 平成 年度	実施方法	補助
根拠法令、要綱等	長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱、大村市景観資産整備助成事業補助金交付要綱		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 説明会・広報活動	計画値	2	2	1	1	
		実績値	2	2	1		
		達成度	%	100.0%	100.0%	100.0%	
活動指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				
成果指標	① 助成件数	計画値	1	1	0	0	
		実績値	0	0	0		
		達成度	%	0.0%	0.0%		
成果指標	②	計画値					
		実績値					
		達成度	%				

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	4,044	0	0	0	0	0	0	0
国庫支出金								
県支出金	2,022							
地方債								
その他								
一般財源	2,022							
② 人件費(千円)	3,408	10,951	0	0	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.42	1.38	0.00	0.00				
時間外勤務(時間)	35	261	0	0				
嘱託等人数(人)								
フルコスト(①+②千円)	7,452	10,951	0	0				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

<b>事業の進捗状況</b> 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	昨年度から申請が無い状況となっているので、新たな景観資産となりうる建造物の現状把握を行った。
<b>事業が抱える問題・課題等</b>	登録された建造物等の所有者の個人負担も必要であり、保全、修景について市の基準と合意できず補助できない場合がある。また、申請から着手できるまで審査等で時間を要する。今後、申請があった場合は予算確保を図りたい。

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	景観資産の保全や修景化は、個性的で魅力ある景観を守り、良好な景観の形成が推進される。						
有効性	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	登録された景観資産を修復することにより資産価値が高まり、良好な景観形成の推進が図られる。						
効率性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	登録された景観資産を修復することにより資産価値が高まり、良好な景観形成の推進が図られる。						
効率性	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	景観資産の修復を進めるためには個人負担のみでは難しく、費用の一部を助成することは非常に有効である。						
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金実施要綱及び大村市景観資産整備助成事業補助金交付要綱により補助率が定められている。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	景観の推進を図るため、現時点において負担割合を見直す予定はない。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

今後の方向性	現状維持	
--------	------	--

<b>内容</b> 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	新たな景観資産となりうる建造物の現状把握を進めると共に、所有者への制度説明、周知を行う。
<b>効果</b> 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	制度の説明、周知により景観資産登録件数を増加させ、新たな景観資産が創出され、より良い景観形成が図られる。

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。